

安全管理制度規程

【八幡浜～臼杵航路】

令和4年4月1日

四国開発フェリー株式会社

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雜則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全・最優先意識の徹底を図り、当社全従業員がこれを徹底して実行することを新たに盛り込んだ海上運送法第10条の3（安全管理規程等関係）に基づき、当社の使用する旅客フェリー（以下船舶）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社員一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、るべき手順及び方針に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2) 経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3) 安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4) 安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5) 安全統括管理者	経営トップの中から選出した輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6) 副安全統括管理者	安全統括管理者を補佐するため経営トップが指定する者
(7) 運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(8) 運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(9) 副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(10) 運航管理補助者	運航管理者または副運航管理者の職務を補佐する者
(11) 運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12) 副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(13) 陸上作業員	陸上において旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14) 船内作業員	船舶上において旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(15) 運航計画	起終点、寄港点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(16) 配船計画	運航計画を実施するための船舶の乗組員の編成、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(17) 配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(18) 発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的地への航海を開始すること
(19) 基準航行	基準経路を基準速力で航行すること
(20) 港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(21) 入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閑門等を運航して防波堤等の内部へ進航すること
(22) 運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」及び「入港（着岸）」を意味する
(23) 反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(24) 気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離、ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との垂直距離）
(25) 運航基準図	航行経路（起終点、寄港点、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(26) 船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(27) 陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(28) 危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(29) 陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設

- (30) 車両 道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(31) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪以外のもの

(運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準)

- 第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。
- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等について、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条1項に規定するものをいう）が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

- 第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。
- (1) 関係法令及び社内規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底
(2) 安全方針の設定
(3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
(4) 重大な事故等に対する確実な対応
(5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
(6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

- 第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。
- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するために管理業務の実施を明らかにする。

(安全方針)

- 第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。
- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

- 第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。
- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれを策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、副安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 八幡浜営業所	安全統括管理者	1名
	副安全統括管理者	1名
	運航管理者	1名
	副運航管理者	2~3名
	運航管理補助者	2~10名
(2) 白浜営業所	副運航管理者	1~3名
	運航管理補助者	1~3名

2 各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

- (1) 運航管理者は航路全区域とする。
- (2) 副運航管理者の管理する区域は次の通りとする。

白浜営業所 白浜港内及び其の周辺から佐田岬周辺までの海域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名等

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2第2項に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当するものの中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反する等により、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理員の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位付して指名することができる。

第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者等の勤務体制)

第14条 安全統括管理者及び副安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として八幡浜営業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは副運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と副運航管理者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理員が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所、臼杵営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として各店所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該各店所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることが出来ないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理補助者が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
 - (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
 - (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- 2 副安全統括管理者は、安全統括管理者を補佐する。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次の通りとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものでない。

(副運航管理者の職務)

第19条 副運航管理者は、自己の勤務する各店所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象、海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督

- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第20条 運航管理補助者は、運航管理者又は副運航管理者を補佐し、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第21条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは遅滞なく、規程の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係部の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第22条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、営業部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、営業部長が決定する。

- 2 営業部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は、海務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、海務部長が決定する。

- 2 海務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象、海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第24条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は営業部が原案を作成し運航管理者の安全上の同意を得て営業部長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、海務部が同様の措置を講じたのち海務部長が決定する。

- 2 営業及び海務部は、計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

(運航可否判断)

- 第25条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象、海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航の中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 運航管理者は、台風等の荒天時においては、船長からの求めがある場合は、第30条各事項の情報提供をおこなうとともに、必要に応じ、避航や锚泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
 - 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
 - 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
 - 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者を経由して経営トップへ連絡しなければならない。
 - 7 運航中止の措置をとるべき気象、海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第26条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者を経由して経営トップへ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ及び安全統括管理者の指示)

- 第27条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合はその理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第28条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第29条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第30条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し（4）及び（5）については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。
- (1) 気象、海象に関する情報
 - (2) 港内事情、航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
 - (5) 乗船した旅客数及び車両数
 - (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数

- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全確保のために必要な事項

(船長の措置)

- 第31条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。但し(1)及び(2)(3)については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。
- (1) 発航前検査を終え出港するとき。
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき。
 - (3) 入港したとき。
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、その他の設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象、海象に関する情報
 - (2) 障害物(浮遊物)及び鯨類の目撃に関する情報
 - (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
 - (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

- 第32条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。
- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

- 第33条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。
- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者(以下「陸上作業指揮者」という)を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者(以下「船内作業指揮者」という)を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

- 第34条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

- 第35条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

- 第36条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間(以下「航海中」という。以下同じ。)、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人(以下「運転者等」という。)以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。
- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車(家畜、魚その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る。)
 - (3) ミキサー車又は保冷車等(車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることができない場合に限る。)
 - (4) 救急者、警察車両その他の自動車であって、船長が、運転者等及びその他の旅客の安全、健康状態等を勘案して運転者等が車内にとどまる必要があると認めたもの(船長が、やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。)。

2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

（船内巡視）

第37条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。但し、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに、船長に報告するものとする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上ある間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及び、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上ある間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第41条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。但し、当日発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む）するものとする。

- (1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く）及びその状況並びにそれに対して講じた措置。

- (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況。
- 3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに海務部に対し、当該状況を通報し、乗組員の措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

(陸上施設の点検整備)

第 42 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日 1 回以上次の施設等の点検実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材、ピット、岸壁等）
 - (2) 乗降用施設（可動橋、タラップ等）
 - (3) 転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）
 - (4) 駐車場施設
 - (5) 船客待合所（消火設備、掲示板等）
- 2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む）は、直ちに海務部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 43 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先すること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

- 第 44 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。
- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なを（携帯）船舶電話などで「118番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

- 第 45 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報すること。
- 2 前項の措置は、第 47 条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報すること。
- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講ずること。

(非常対策本部)

第 47 条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため全社的体制でこれを処理する必要があると認めるとき

は、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第50条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者は、海務部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航 基準、作業基準及び事故処理基準を含む）船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するため必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとし、前条の操練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記 錄)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等練を実施したときは、その概要を記録簿に記載しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合はすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行う他、特に陸上側の安全マネジメント体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雜則

(安全管理規程等の備付け等)

第 56 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるように備付けておかなければならぬ。

2 安全マネジメントを確立し実施し維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 57 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化と容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへ直接上申する手段（目安箱、社メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項他により得られた安全にかかる意見の検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

運航基準

【八幡浜～臼杵航路】

令和4年4月1日

四国開発フェリー株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、八幡浜～臼杵航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
発航地港		1.5 m/s 以上	1.5 m 以上	800 m 以下
特例危険物積載時		1.3 m/s 以上	1.0 m 以上	800 m 以下

特例危険物：危規則第390条の2に基づく危険物

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 20 m/s 以上　　波高 4m 以上

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
八幡浜港		佐島以東の八幡浜湾	800 m 以下
臼杵港		津久見島以西の臼杵湾	

4 船長は、前3項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は積載貨物、積載車両の移動転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波高
1.5 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 3m 以上 又は うねり階級 6 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 20 m/s 以上	波高 4m 以上
--------------	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外锚泊又は基準経路変更の措置を

とらなければならない。

視程	1000m以下
----	---------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航海中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海域	視程
航路上の全海域	800m以下

(入港可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
入港予定港		1.5m/s以上	1.5m以上	800m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した時又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を航海日誌等に記載すること。

第 3 章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置 総員配置
- (2) 狹視界出入港配置 総員配置
- (3) 通常航海当直配置 通常当直配置
- (4) 狹視界航海当直配置 狹視界の状況により適宜増員する
- (5) 荒天航海当直配置 荒天の状況により適宜増員する

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項については、運航基準図の分図別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通行船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 船長が運航管理者又は副運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
- (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路、第2基準経路、とする。

2 基準経路の使用は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用基準経路	周 年
第2基準経路	第3条第2項の風速に達し、その風向が南～南東の時

- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準)

第8条 速力基準は次表のとおりとする。

船 名	おれんじ九州 (可変ピッチプロペラ)		おれんじ四国 (可変ピッチプロペラ)		
	速 力	機関回転数 (ペラ回転数 rpm)	速 力	機関回転数 (ペラ回転数 rpm)	翼角度
最 微 速	5.0 ノット	568rpm (199)	5.0 ノット	568rpm (199)	5°
微 速	9.0 ノット	568rpm (199)	9.0 ノット	568rpm (199)	10°
半 速	12.0 ノット	568rpm (199)	12.0 ノット	568rpm (199)	13°
航海速力	18.0 ノット	568rpm (199)	18.0 ノット	568rpm (199)	23°

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定める下記のときは、甲板上にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 入出港
- (2) 視界不良のとき
- (3) 荒天のとき
- (4) 前各号に掲げるほか、本船に危険のおそれがあるとき

(特定航法)

第10条 運航基準図に基づく基準経路の針路に従い航行しなければならない。

2 海上交通安全法の航法

- (1) 海上交通安全法（以下海交法という）適用海域においては、同法に従って航行しなければならない。
- (2) 海交法により航路内にあっては、航路に沿って航行しなければならない。
- (3) 海交法により巨大船及び漁労船等に十分な注意を払い航行しなければならない。

3 八幡浜、臼杵港の航法

- (1) 船長は、各港において他の船舶と出入港時、競合、行き合い船となる場合、港内においては、関係法令の遵守をもって海難の防止を図るものとする。又岸壁綱取り配置員、窓口担当者、入港船、相互間で入港船が港界付近に達した地点で、トランシーバーにて港内状況（他船、海気象など）を入港船と陸上配置員間で情報交換し合い安全入港確認とし、特に必要がある場合には、危険防止に定められた信号と併用し、VHF、サーチライトなどの併用活用を実施する。
- (2) 八幡浜入港時に、その進路付近に漁労中の漁船等の存在を確認した場合には、佐島並行（手前1海里）より速力15ノットに減速、漁労中の漁船等に影響を及ぼさない（追い波などによる）適度な速力を保ち入港する。

諫勧崎灯台（ゼク岩並行時） 速力 13.5 ノット以下

長早灯台手前（みかん碑並行） 速力 10.0 ノット以下

- (3) 白杵港入港時に、その進路付近に漁労中の漁船等の存在を確認した場合には、津久見島並行（手前1海里）より速力15ノットに減速、漁労中の漁船等に影響を及ぼさない（追い波などによる）適度な速力を保ち入港する。
青年の家付近並行時 速力 10.0 ノット以下
- (4) 両港とも、出港の際の波浪（追い波などによる）の影響で、付近漁労中の魚船等へ影響を及ぼさない適度な速力での減速航行をしなければならない。
- (5) 両港とも、港内における航法については、港則法にのっとり安全運航優先の航法を実践する。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の（1）の地点を通過したときは当該地点を管理する、八幡浜営業所の運航管理者又は副運航管理者、白杵営業所の副運航管理者あてに次の（2）の事項を連絡しなければならない。

但し、予定の時刻より15分以上遅延していない場合は、当該連絡を省略することができる。

(1) 梶谷鼻沖通過時 上りの場合は八幡浜営業所

関崎沖通過時時 下りの場合は白杵営業所

(2) 連絡事項

- ・通過地点名
- ・通過時刻
- ・天候、風向、風速、波浪、視程の状況（佐田岬沖海域の観測値）
- ・その他入港予定期刻等運航管理上必要と認める事項等

2 運航管理者又は副運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は副運航管理者の連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	第11条第1項に規定する事務所	船舶電話：（携帯電話） S S B 無線電話：E-mail
緊急の場合	八幡浜営業所 白杵営業所	船舶電話：（携帯電話） S S B 無線電話：E-mail

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事等の状況、漁具の設置状況、気象、海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

(1) 八幡浜湾

(2) 白杵湾

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象、海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差しつかえない。

3 運航管理者又は副運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象、海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに避泊位置、停泊方法、付近の気象、海象、他船の停泊状況等を運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。その後2時間毎に付近の気象、海象、他船の停泊状況等を運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。

5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡)

第14条 船長は、入港が予定の時刻より15分以上遅延する事が明らかとなつた場合、及び予定していた使用岸壁を変更使用する場合な

どは、速やかに到着予定港の着岸体制、手配などについて、運航管理者又は副運航管理者に次の事項を連絡するものとする。但し、前

11条により連絡をした場合にはこの連絡を省略できる。

(1) 入港予定時刻

(2) 遅延の理由

(3) 使用岸壁の変更内容及び変更理由

(4) 運航管理者又は副運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は副運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については、引き続き連絡するものとする。

(1) 旅客及び車両数の予約状況

(2) 着岸岸壁の指定

(3) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(4) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

(5) 岸壁付近の天候、風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向）及び潮流

(6) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸前、桟橋手前の入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進（翼角作動）、舵等の点検を実施する。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。

*添付資料

1. 八幡浜～臼杵港路運航基準図

2. リ 別表（世界測地系尺度）

3. 八幡浜港：港内操船図

4. 臼杵港：港内操船図（出入港図）

附 則

1. この基準は、令和4年4月1日より実施する。

作業基準

【八幡浜～臼杵航路】

令和4年4月1日

四国開発フェリー株式会社

目次

第1章 目的

第2章 作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業等

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき八幡浜～臼杵航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業（八幡浜：臼杵港）

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 乗下船する車両の誘導 | 車両誘導係（1人） |
| 2 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係（1人） |
| 3 可動橋等陸上岸壁施設の操作 | ランプウェイ運転係（1人） |
| 4 船舶の離着岸壁の綱取り、綱放し | 綱取係（3人） |
| 5 乗船待機中の旅客及び車両の誘導 | 駐車場整理係（1人） |

(2) 船内作業

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 乗下船する車両の誘導 | 車両誘導係（1人） |
| 2 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係（1人） |
| 3 航送旅客の誘導 | 航送旅客係（1人） |
| 4 固縛装置等の取付、取外し | 固縛係（3人） |

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は運航管理者又は副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者又は副運航管理者に報告すること。

- (2) 運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
- (3) 運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し船内作業指揮者に連絡すること。
- (4) 運航管理者又は副運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに運航管理者又は副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
- (2) 運航管理者又は副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは運航管理者又は副運航管理者及び船長の指示を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに当該措置を運航管理者又は副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業等

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

- 第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- 2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は、嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（乗船準備作業）

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客・車両共離岸20分前から乗船作業を開始する。
- 2 乗船開始10分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む、以下同じ）及び人道橋を架設、又は遮断を解く。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていること、又はその状況が安全であることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

- 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者又は副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上の車両誘導係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内の車両誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合、運転者に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をさせるか、又は下船の措置をとるものとする。
- 4 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継を受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 5 航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- (4) 危険物車両の積み付けは、車列の両側に幅60cm以上、船首方向に1m以上の間隔を設けること。尚、危険物車両の混載にあっては、危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示で、隔離要件がある場合は、その基準に従って隔離を行うこと。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対してエンジンを停め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
- (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることが確実に実施すること。
- (3) 前項の第1号にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は副運航管理者及び船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。またミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で航行中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付作業等)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。二輪車については、転倒しないようラッシングを施す。

- 2 固縛係員は、原則として積載された大型車両及び危険物積載車両に対しては、固縛装置を取り付ける。但し、船長又は船内作業指揮者の指示があった場合には、当該車両以外の車両に対しても固縛装置を取り付ける。
- 3 船長は、航行中に気象、海象が下記の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し下記の車両について車止めの増強、固縛装置の取付けオーバーラッシング等の実施を指示する。

	船体の横揺れ傾斜角度	車種
1	片舷に10度以上予想される場合	大型車両 危険物積載車
2	片舷に15度以上予想される場合	全車両

- 4 固縛係員は、船内作業指揮者の指示に基づき木材積載車等重心の高い自動車にはオーバーラッシングを行う。
- 5 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

- 第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは、車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
- 2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、可動橋の収納時刻は離岸時刻の1分前とする。

- 3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。
- 4 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 5 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻5分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。
- 6 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 7 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる次項を速やかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
 - (2) 第10条第2項第3号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

- 第13条 陸上作業指揮者は、離岸時刻の5分前になったときは、出港案内を放送させるとともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し綱取り係員を所定の位置に配置する。
- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認の上、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
 - 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取り係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（船内巡視）

- 第14条 船内巡視は船内巡視要領（別添資料1）に定める組織及び要領により実施する。
- 2 船長は、荒天等のため臨時に巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
 - 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記載する。

（着岸準備作業）

- 第15条 運航管理者又は副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。
- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

（着岸作業）

- 第16条 陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の巻取り等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
 - 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

- 第17条 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

（下船準備作業）

- 第18条 船長は、入港に先立ち気象・海象等状況確認後、適切な時期に船内作業指揮者に車両のオーバーラッキング及び固縛装置の取りはずしを指示する。
- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは固縛係員を指揮してオーバーラッキング及び固縛装置を取りはずす。
 - 3 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
 - 4 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を解放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し舷門を解放する。

- 5 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。
- 6 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指示を受け、舷門にあって人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、遮断索をとき、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。
- 6 船内車両誘導係員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めるこれを確実に実施する。
- 7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその附近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

- 第 21 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋を収納、又は通行を遮断する。
- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は副運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

- 第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び運航管理者又は副運航管理者にその旨を連絡する。
- 2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
 - 3 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

- 第 23 条 運航管理者又は副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。
- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
 - (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
 - (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
 - (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
 - (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。（6）車両甲板は、航行中、立入りが禁止されていること。
 - (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引きすべてのスイッチを切り施錠しておくこと。

- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む）。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 車両区域内における注意事項
- (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

*添付資料

- 1. 巡視要領、注意事項書
- 2. 巡視経路図（おれんじ四国、おれんじ九州）

附則

- 1. この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

事故処理基準

【八幡浜～臼杵航路】

令和4年4月1日

四国開発フェリー株式会社

目 次

第1章 総 則

第2章 事故発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 非常対策本部の設置等

別 表 関係連絡先一覧表

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る（1）～（4）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（5）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記（1）～（3）の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

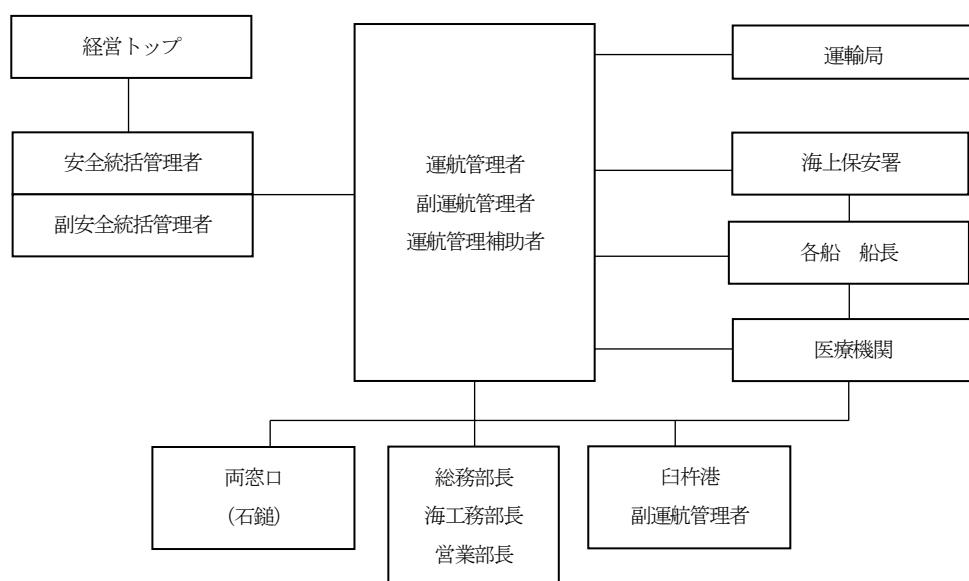
第 2 章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、別表（官公署連絡表）により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に連絡するものとしインシデントが発生したときは遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非 常 時 連 絡 表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名 ②日時 ③場所 ④事故等の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否 ⑦当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類	連絡事項
a 衝突事故	①衝突状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器、車両の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）一船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）一船舶衝突の場合
b 乗揚げ事故	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等 ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪、うねりの影響 ④船体、機器、車両の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c 火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器、車両の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d 浸水事故	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器、車両の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす波浪及びうねりの影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e シージャック、殺人、傷害、暴行等の不法行為	①事故の種類 ②事故発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が兇器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況等
f 人身災害 (行方不明を除く)	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g 旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第 3 章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、貨物の安全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身災害に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合

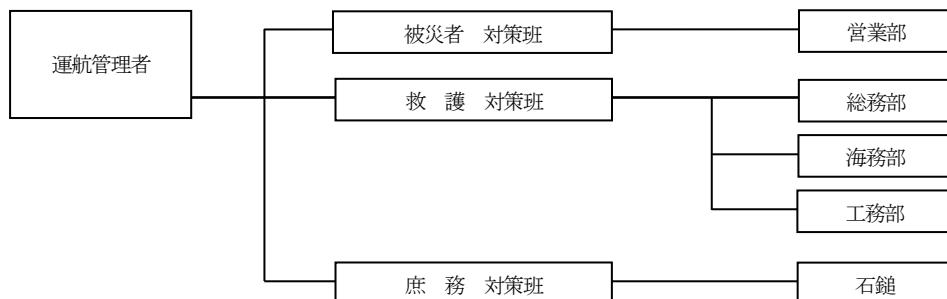
は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - (2) 関係海上保安官署への救助要請
 - (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
 - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - (5) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言
 - (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
 - (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者の行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表



- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部を発動されることになった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表（関係連絡先一覧表）により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

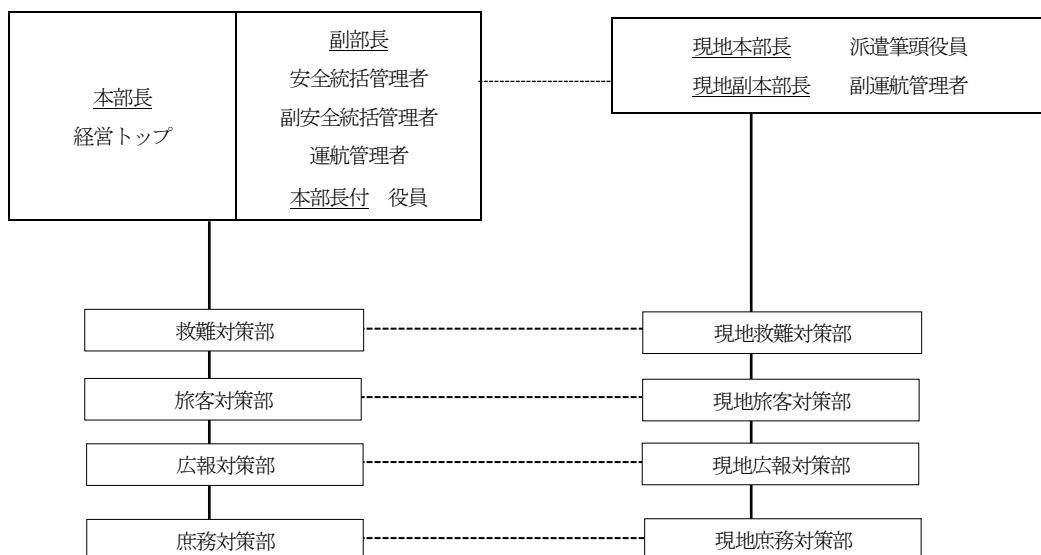
第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

委 員 長	経営トップ
副 委 員 長	安全統括管理者 ／ 副安全統括管理者 運航管理者
委 員	総務部長 ／ 営業部長 その他経営トップが指定する者

第4章 非常時対策本部の設置

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下本部という）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 本社及び東予本部員の職務

- (1) 本部長 本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。
- (2) 副本部長 副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
- (3) 本部長付 本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社又は東予支店及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。

- (4) 各対策部長　各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し業務の進展状況について逐次本部長に報告する。
(5) 対策部員　各対策部員は、各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。

2 現地本部員の職務

- (1) 現地本部長　現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進展状況については逐次本部長に報告する。
- (2) 現地副本部長　現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合はその職務を代行する。
- (3) 現地各対策部長　各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進展状況について本部長に報告する。
- (4) 現地対策部員　各対策部員は、各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。

3 各対策部の所掌

- (1) 救難対策部　事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。
- ① 救難計画の立案及び実施に関すること。
 - ② 船長への連絡及び指示に関すること。
 - ③ 関係機関への手配及び連絡に関すること。
 - ④ その他救難に必要な事項に関すること。
- (2) 旅客対策部
- A 旅 客 担 当
- ① 旅客名簿の作成に関すること。
 - ② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。
 - ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。
 - ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。
 - ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話をに関すること。
 - ⑥ 欠航便の旅客処理に関すること。
 - ⑦ 運賃の払戻しに関すること。
 - ⑧ 旅客に係る補償に関すること。
 - ⑨ その他旅客対策に関すること。
- B 貨 物 担 当
- ① 車両、貨物、手小荷物のリストの作成に関すること。
 - ② 車両、貨物、手小荷物の損傷及び紛失の状況の把握に関すること。
 - ③ 車両、貨物、手小荷物の引渡しに関すること。
 - ④ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関すること。
 - ⑤ その他貨物対策に関すること。
- (3) 広報対策部
- ① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。
 - ② 被災者の近親者への事故情報の提供に関すること。
 - ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。
 - ④ その他の事故に係る広報に関すること。
- (4) 庶務対策部
- ① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関すること。
 - ② 見舞い及び弔意に関すること。
 - ③ 本部の経理に関すること。
 - ④ 本部要員の健康管理に関すること。
 - ⑤ その他庶務に関すること。

附則

1. この基準は、令和4年4月1日より実施する。

【関係連絡先一覧表】

1、非常連絡先

(海上保安庁) ○印は国際VHF設置

第六管区海上保安本部	○広島市南区宇品海岸3-10-17	(082)251-5111
宇和島海上保安部	○宇和島市住吉町3-1-3	(0898)22-1256
大分海上保安本部	大分市大字海原字地浜916-5	(097)521-0112
津久見分室	大分県津久見市港町8-5	(0972)-82-2886

(運輸局)

四国運輸局	高松市サンポート3番地33号	(087)802-6830
宇和島海事事務所	宇和島市住吉町3-1-3	(0895)22-0260

(警察署)

八幡浜警察署	八幡浜市広瀬2-1-5	(0894)22-0110
	八幡浜水上交番	24-5909
臼杵警察署	臼杵市州崎72-61	(0972)62-0110
		62-2131
愛媛県警察本部	松山市南堀端町2番地2	(089)934-0110

(その他)

八幡浜市消防本部	八幡浜市松柏丙796	(0894)22-0119
臼杵市消防本部	臼杵市須崎	(0972)62-2303

2、医療機関連絡先

(八幡浜)

市立八幡浜病院	八幡浜市大平1-638	(0894)22-3211
大洲喜多医師会病院	大洲市徳森2632-3	(0893)25-0535
大洲市立大洲病院	大洲市西大洲甲570	(0893)24-2151

(臼杵)

医師会コスモス病院	臼杵市戸室1131-1	(0972)62-5599
臼杵市内科リハビリテーション病院		
	臼杵市市浜694-1	(0972)62-3136
大塚病院	臼杵市臼杵本丁180	(0972)63-5936

地震防災対策基準

【八幡浜～臼杵航路】

令和4年4月1日

四国開発フェリー株式会社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 防災対策及び情報伝達
- 第3章 点検及び整備
- 第4章 船舶の運航中止及び避難等
- 第5章 教育・訓練及び広報

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定める所により実施するものとし、これによるとことが不適当な不測の事態が生じた場合には事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

八幡浜～臼杵航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障が無いと判断出来る場合を除く）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を（別図1）のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は（別図2）のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、（別図3）のとおりとする。

2 (副) 運航管理者（本社、支店の防災対策副部長）と船長との連絡は、S S B無線電話、船舶電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を聴取できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせて伝達する。
- (3) 市長村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じて補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ避難に要する時間と十分確保できる場合には、船体、機関、救命、消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

2 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。但し、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港に向けて航行中若しくは直ちに安全な港に向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着棧中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等。以下に同じ）を判断したうえで、下記（1）から（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに下記（1）または（2）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね豊後水道、宇和海で他船の交通の妨げとならず、かつ津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走・漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 八幡浜港又は臼杵港等、次の全ての事項が確認出来る港に避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう航海要員を配置し機関用意をしておくものとする。
 - イ 津波警報等が発令されていない、又は地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。
 - ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。
- 二 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
- ハ 市長村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(3) 船を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの旅客避難要領については（別図4）に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対して、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ（別図3）「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狹い水道や港口付近を航行中、津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗り上げ、衝突等の危険も考えられるので、見張り、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等、十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中、津波が来襲すると、振れ回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸張、第2錨の使用、機関用意等の措置を取ること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ非難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認が出来ず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において津波は必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないとうことに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、海務部と協力して当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点を置いて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられて対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項において重点を置いて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び非難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

添付図一覧

- (別図1) 地震防災対策組織編成表
- (別図2) 地震防災対策組織の要因の職務
- (別図3) 情報の伝達経路、防災対策実施状況通報期間一覧
- (別図4) 旅客避難要領 一主要施設の位置図一を含む
- (別図5) 航路図

附則

1. この基準は、令和4年4月1日より実施する。

旅客避難要領 一主要施設の位置図一

地震津波により、運航を中止し、旅客を下船させた場合、又は乗船させない場合にて、当該港について市町村長等の避難指示又は勧告がなされたる等、旅客の避難が必要な場合は、次の要領にて対応する。

1. 避難場所及び避難経路

(1) 八幡浜港

- 1). 避難場所は、フェリーターミナルビル4階。時間的に余裕があれば愛宕中学校とする。
- 2). 愛宕中学校への避難経路
 - ①. 八幡浜港→昭和通り→本町=大宝寺前→愛宕中学校
 - ②. 八幡浜港→臨海道路→北浜=裁判所前→大平→愛宕中学校



(2) 白杵港

- 1). 避難場所は、白杵公園(白杵城跡)とする。
- 2). 白杵城跡への避難経路
 - ①. 白杵港→臨港道路→立体歩道橋(城山連絡橋)



2. 避難方法等

- (1) 避難にあたっては、つ市町村との連絡を密にし、混乱が起きぬよう留意する。
- (2) 避難誘導者は、メガホン。誘導旗等を用意し、旅客を整理し混乱が生じぬよう留意すること。
- (3) 避難誘導者は、旅客対策部との連絡を密にすること。情報入手のためラジオを携帯のこと。